

里親制度をご存じですか？



子どもが明るく健やかに成長していくためには、温かい家庭が大切です。

県では、子どもの養育に理解と熱意、そして豊かな愛情をお持ちの方を里親として登録し、保護の必要な子どもの養育をお願いしています。

里親制度とは？

親の事故や病気などさまざまな事情により自分の家庭で暮らすことの出来ない子どもを、家族の一員として家庭に迎え入れ、児童福祉法に基づいて養育して下さる方（里親）に、養育をお願いする制度が「里親制度」です。

※里親は4種類に分類されています。特別な資格は必要ありません。

養育里親	保護者のいない、または保護者が養育することが適当でない子どもを養育する里親
専門里親	虐待を受けたり、障害があるなど専門的な援助が必要な子どもを養育する里親（一定以上の養育里親としての経験等が必要）
親族里親	実親が死亡、行方不明などの子どもを、祖父母など扶養義務のある親族が養育する場合の里親
養子縁組里親	養子縁組により養親となることを前提に養育する里親

里親になるためには・・・

- ① まずは児童相談所に相談
- ② 研修を受講
- ③ 里親登録に申し込み
- ④ 里親の認定・登録
- ⑤ 里親として養育開始



「里親制度説明会（志布志市会場）」にいらっしゃいませんか？

日時：令和7年9月11日（木）18時～19時30分

場所：志布志市役所本庁（志布志庁舎） 1階会議室（東）

住所：志布志市志布志町志布志二丁目1番1号

内容：①里親制度紹介ビデオ上映（県広報番組）

②概要説明（里親制度について）※①、②で45分程度

③個別相談（希望者のみ）

※事前の申し込みは必要ありません。どなたでもお気軽にお越しください。

問い合わせ先：鹿児島県大隅児童相談所

☎0994-43-7011



鹿児島県大隅児童相談所

〒893-0011 鹿屋市打馬2丁目16番6号

☎ 0994-43-7011

里親制度 Q & A

Q1 里親とは養子をとることですか？

A 里親制度は4種類に分類されています。そのうち養子縁組を前提としているのは、養子縁組里親の場合です。養育里親など他の里親の場合は、養子縁組は行わず、必要な期間子どもの養育を行います。

Q2 里親になるための要件は？

A 里親になるためには特別な資格や経験はありませんが、おもな要件として以下のものがあります。

- ・子どもの養育についての理解や熱意、愛情を持っていること
- ・心身ともに健康であること
- ・経済的に困窮していないこと
- ・必要な研修を修了していること
- ・里親になることを家族が同意していること



・里親希望者および同居人が欠格事項（成年被後見人または被保佐人、禁固以上の刑を受けた者、児童虐待を行った者など）に該当しないこと

・最終的には、子どもを安定して養育することができる環境かどうか、県の社会福祉審議会で総合的に判断します。

Q3 どんな人が里親をしていますか？

A 年齢も職業も様々です。里親さんの中には、十数年のベテランの方もいらっしゃいます。ただし、養子縁組里親の場合は、子どもとの年齢差を考慮されます。

Q4 共働きでもかまいませんか？

A 基本的にはかまいません。しかし、子どもによっては、里親との安定した関係をつくるためにじっくりと養育できる態勢の整った里親さんに限定される場合があります。

Q5 单身でも里親になれますか？

A 基本的には可能です。知識、経験をもっているなど、児童を適切に養育できると認められる方であれば、必ずしも配偶者がいなくても里親になれます。

Q6 養育にかかる費用はどうなりますか？

A 子どもにかかる生活費、教育費、医療費などが公費で支給されます。また、養育里親には里親手当も支給されます。



Q7 養育に悩んだら相談できますか？

A 子どもを養育する上での悩みは、児童相談所の担当者にご相談ください。また、児童相談所だけでなく、県里親会など里親さん同士の交流会で養育の悩みや喜びを共有したり、児童養護施設や乳児院の里親支援専門相談員に相談することもできます。

Q8 登録すれば必ず子どもが委託されますか？

A 里親制度は、「子どもにとって一番適切な養育者をさがす」制度といえます。登録後、すぐに出会いがある場合も、出会えるまでにかなりの時間がかかる場合も、残念ながら出会えない場合もあります。